

減額変更を請求する場合の単品スライド条項運用の手順

1 単品スライド請求の有無を検討

○発注者が減額スライドの対象となるか概算する。【別紙11】

・鋼材類及びその他対象材料

実施工程表等を基に現場に搬入した月の実勢価格（複数の月に現場に搬入した場合は、各搬入月の実勢価格を平均した価格）

・燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格（実施工程表等で購入月が判断できる場合は、その期間の平均した価格）

・数量は「機労材集計表」の数量

※ただし、使用資材に著しい価格変動が無い等明らかに単品スライドの対象とならない場合は検討不要

2 単品スライドの請求・スライド額の協議開始日の通知

○発注者より工期末の2ヶ月前までに請求【様式7号】【別紙10】

また、同時に協議開始日を決定し、受注者に通知する。

工期末が平成21年7月29日以前の工事は5月29日までに請求

3 スライド額協議開始

○発注者よりスライド額の請求【様式第8号】【別紙10】

○受注者は、請求スライド額に対し異議を申立てたいときは、対象数量の搬入時期、

購入先及び購入価格を証明できる書類を発注者に提出する。

【様式第9号】【別紙12, 13】

○発注者は、受注者より異議を申出た場合は証明書類を確認したうえ、発注者積算と

受注者購入価格を比較し高価な方を採用してスライド積算する。

4 スライド額決定（スライド協議開始から14日以内）

○協議が整わない場合にあつては、発注者が定めて受注者に通知する。

【様式第10号】【別紙10】

5 スライド変更契約

○工期末に変更契約